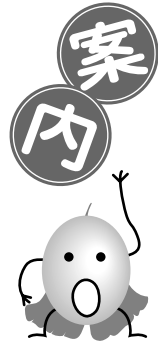


おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ ほっとコーナー

日日時・期間
場場所 対象
内容
持ち物
定員 費用
申し込み
問い合わせ

●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367



公民館および図書館の休館日・利用時間が変わります

平成22年4月1日から公民館および図書館(八幡・八條)は、毎週月曜日(祝日の場合はその次の最初の平日)が休館日となります。

また、図書館(八幡・八條)の利用時間は、『午前9時～午後7時』に変更となります。

八幡公民館 ☎95・6216、八條公民館 ☎94・3200、八幡図書館 ☎95・6215、八條図書館 ☎94・5500

特別休日納税相談

市では越谷県事務所と協力し、市税徴収強化月間として市税等の滞納整理をこれまで以上に強化しています。そこで特別な事情があり納付が困難な方に対し、次のとおり休日納税相談を実施します。

日1月24日(日) 午前9時～午後4時
場納税課(1階12番窓口)
納税課 ☎330

交通災害共済申し込みの受け付け

市町村交通災害共済は、皆さんの会費で運営する交通事故のお見舞金助け合い制度です。平成22年度の申し込み受け付けを、次のとおり行います。

①市内に住民登録または外国人登録

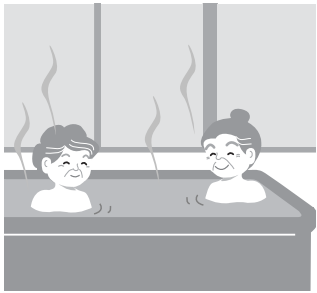
録をしている方

②①の方に扶養されていて、修学のため市外に転出している方
費年額Ⅱ一般900円、中学生以下(平成22年4月1日現在で中学生以下の方)500円
日2月1日から郵便局、市民課または駅前出張所へ
市民課 ☎210

ふれあい浴場

市内に居住する65歳以上の方に、市内の公衆浴場を無料で開放しています。世代間のふれあいに、ぜひご利用ください。

日毎週木曜日 午後3時30分～7時
場八潮浴場
場長寿介護課 ☎447、八潮浴場 ☎96・8532



重度心身障がい者医療費助成の申請を駅前出張所でも受け付けます

市では、従来、市役所本庁舎のみで受け付けていた重度心身障がい者医療費助成の申請を、駅前出張所でも受け付けるようになりましたので、ご利用ください。

申請締め切り日 原則毎月24日※市役所本庁での締め切り日の前日

なお、駅前出張所では医療費助成申請の受け付けのみで、健康保険・振込先口座等の各種変更は従来どおり市役所本庁舎のみの受け付けとなりますので、ご注意ください。

自立支援医療費(精神通院医療)の更新手続きが変わります

平成22年4月1日以降に有効期間が始まる(具体例参照)自立支援医療費(精神通院)の更新(再認定)の申請から、医師意見書の添付は2年に一度に変わります。前回の申請時に医師意見書を添付していれば、次回申請の際は医師意見書の添付は必要ありません。

なお、更新の申請は、2年に一度ではなく、従来どおり毎年必要です。具体例)自立支援医療受給者証の有効期間の終了日

▼2月以前の方: 次の更新に医師意見書が必要。▼3月以降の方: 次の更新には医師意見書は必要ありません。

有効期間終了後1カ月以上経過したからの申請は新規申請扱いとなるため、前回医師意見書を提出した場合でも再度添付が必要となります。再認定の手続きは、有効期間終了の3カ月前からできますので、早めの手続きをお願いします。

障がい福祉課 ☎428

テレホンサービス(フリーダイヤル)の休止のお知らせ

ゴミの収集日などの電話お知らせ版(フリーダイヤル)を平成22年2

月1日から休止します。
問 広聴広報課 ☎373

市内中小企業者の方へ 利子補給金申請のお知らせ

●工場移転資金利子補給
市では、土地区画整理地内にある工場や、都市計画道路等の建設に伴い移転となる工場を有する中小企業者が、工場移転のために借り受けた資金に係る利子を一部補助します。

対象資金 埼玉県産業立地資金、埼玉県環境みらい資金
日市内で1年以上事業を営んでいること
昨1月1日から12月31日までの期間で、借入資金に対する支払いの遅延日数が120日未満

利子補給の額 昨年1月から12月までの期間中に支払われた利子額の30パーセント以内

新規創業者資金融資利子補給

市では、市内において新たに事業を起こすために借り受けた資金に係る利子を補助します。

対象資金 埼玉県起業家育成資金、日本政策金融公庫新規開業資金、日本政策金融公庫女性・若者/シニア起業家資金、日本政策金融公庫新創業融資制度

日市内で引き続き1年以上住所を有すること
昨1月1日から12月31日までの期間で、借入資金に対する支払いの遅延日数が120日未満

利子補給の額 借入資金を受けた日から3年以内に支払った利子額を補助します。ただし、利子が1.5パーセントを超える場合は、1.5パーセントの額

八潮市中小企業小口・近代化資金融資利子補給補助金

市では、中小企業小口・近代化資金融資を利用しての方に対し、毎年支払った利子額の30パーセント(平成14年3月以前利用の方は20パーセント)を補助しています。

冬のエコライフ

~未来を守るエコライフ適温暖房20℃~

暖房などによりエネルギー使用量が増える冬、今年も温暖化対策キャンペーンを実施します。地球温暖化を食い止めるには、皆さんの取り組みが、重要なカギを握っています。温暖化対策は一人ひとりが主役です。身の回りのことから、冬のライフスタイルに取り組みましょう。

冬のライフスタイル

- 日3月21日まで
- カーディガンやベストなどを重ね着するなど、暖かく過ごす工夫をして、暖房温度を適温(20℃以下)に設定しましょう。
- 冬は鍋の季節、エコ・クッキングにも挑戦しませんか?

冬のエコライフDAY

- 日3月21日まで
- 「この日は、1日環境にいいことをしよう」と決めて、「エコライフDAY」に挑戦してみませんか。省エネ・省資源の成果をチェックシートで実感できます。
- 自治会、学校、団体、事業所単位で参加できます。また、個人で参加する場合は、チェックシートのほか、県のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolife/ecolifeDAY.html>)からも参加できます。



問 県温暖化対策課 ☎048-830-3038

ただし、現在の景気情勢を考慮し(平成21年1月から12月までに支払った利子額)については50パーセントを補助します。補助の対象となる方には、個別に申請書類等を郵送しますので、商工観光課へ提出してください。

日1月25日(必着)までに、窓口または郵送で商工観光課(☎479)へ

異常水質事故の未然防止のため 普及啓発員がお伺いします

河川や水路に油や薬品等が流れ、魚が死んだり水道水や農業用水の取水に悪影響を及ぼすといった異常水質事故が多く発生しています。そこで、次のとおり調査を実施します。

日1月・3月
問 工場などの事業所
問 普及啓発員による①異常水質事故

の未然防止対策の案内②油や薬品等の使用・管理状況などの聞き取り調査
※普及啓発員は、県が委託した(株)エース埼玉営業所の職員で「普及啓発員」の身分証明書を携帯
問(株)エース埼玉営業所 ☎048・885・8343、県水環境課 ☎048・830・3081

遺言・相続無料相談会

日2月11日(祝) 午前10時～午後4時
場 埼玉司法書士会越谷総合相談センター(越谷駅東口下車徒歩7分)
日2月9日・午後5時までに、電話で埼玉司法書士会事務局へ
問 電話相談 ☎048・872・8055
問 相談専用電話 ☎048・872・8055(当日のみ通話可)

問 埼玉司法書士会事務局 ☎048・863・7861

「正社員と同様の仕事をしているのに、パートだから給料が低くて当然だと言われた」「今勤めている会社で正社員になりたいけれど、パートだからなれないのは仕方ない」といった悩みのある方はご相談ください。

パートタイム労働法とは

●均等の労働条件の確保: 事業主は通常の労働者(正社員等)との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務内容・成果等を勘案して賃金を決定する努力義務があります。

●正社員等への転換の推進: 事業主はパートタイム労働者について、通常の労働者(正社員等)へ転換推進措置を講じる義務があります。
問 埼玉労働局雇用均等室 ☎048・600・6210